

入院特定療養費制度のお知らせ

健康保険法等の規定により、同じ病気で病院や診療所に、通算して180日を超えて入院されている患者さまは、これまでの入院に関する一部負担金以外に、入院医療費(入院基本料等)の一部 1日2,376円(税込み)を自己負担していただくことが定められました。

●180日を超えた入院の対象となる場合と、対象外になる場合について

この180日を超える入院期間には、当院における入院期間だけでなく、他の病院や診療所等に入院された期間も含まれますので、過去3ヶ月以内に同じ病気で、いずれかの医療機関に入院されていた患者さまは、入院時に受付までお申し出ください。ただし、以下のような場合は入院期間として通算されません。

- ① 病院(診療所)を退院された後、3ヶ月以上病院(診療所)に入院されなかった場合
- ② 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設等に3ヶ月以上入所(入院)されていた場合。
- ③ 前回の退院から3ヶ月以内の入院であっても前回と今回の入院がまったく別の病気である場合。
- ④ 難病や重症等の厚生労働省より定められた疾患や状態で入院されていた場合。

●入院期間の確認と退院証明書の提出について

当院に入院されるまでの3ヶ月間に、どれくらいの期間他の病院(診療所)等に入院していたかわかりでない方は、以前に入院されていた医療機関にお問い合わせの上、主たる病名と入院期間をご確認していただき受付までご連絡ください。また、以前に入院していた医療機関から「退院証明書」が発行されている場合には、必ず受付にご提出くださいますようお願いいたします。

●正確な入院歴の申告をされなかった患者さまは

現在の保健医療制度では、患者さまはご自身の過去3ヶ月の入院歴を医療機関に申告する事が義務づけられており、もし、正確な入院履歴を申告されなかった場合は、さかのぼって患者さまから徴収させていただきますので、十分にご留意ください。

この制度により、患者様が窓口でお支払いになる金額は増えることとなりますが、その金額が医療保険(保険者)から医療機関に支払われる金額から差し引かれますので、医療機関の収入増となるものではありません。

その他ご不明な点は、1階入院窓口にお尋ねください。